

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 8 項の規定により、地域計画の変更をしたので、同条第 8 項の規定により地域計画の変更計画書を公告する。

なお、本地域計画変更計画書は以下のとおり一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

富士見町長 渡 辺 葉

1 地域計画を変更した地区

富士見地区

2 縦覧場所

富士見町役場産業課営農推進係窓口（庁舎 2 階）

※地域内の農業を担う者一覧と目標地図は窓口のみ